

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成 24 年以降減少を続けている。また生産年齢人口も減少を続けており、生産年齢人口比率は県内 40 市中 38 位と低迷しており、他市に比べて高齢化も進行している。

市内約 1 7 0 0 事業者のうち大企業は 1 %に満たず、ほとんどが中小企業者であり、そのうち約 7 割が小規模企業者となっている。

市内の産業は多岐にわたっている。内訳としては卸売業・小売業が最も多く、建設業、製造業と続いており、上位の 3 業種で全事業所数の半数を超えている。一方、従業者数では製造業が最も多く、全体の約 3 割となっている。

#### (2) 目標

本市の先端設備等の導入を促進し生産性の向上を目指すため、先端設備等導入計画の認定数の目標を 2 年間で 1 0 件以上とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画においては労働生産性が年平均 3 %以上向上すると見込まれる事業であれ

ば、本市の全事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮する観点から、公序良俗に反する恐れのある者や、反社会勢力との関係が認められる者は対象としない。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定したものに対して、計画の進捗状況等を確認のための調査を実施する場合がある。